

神戸電鉄利用助成金制度 御利用の流れ

R 3 年 9 月 改正

①申請（様式第 1 号）

（学校・団体→（市）交通政策課）

実施日の 30 日前までに、申請書を提出

②乗車券の購入

（学校・団体→神戸電鉄）団体乗車券の申込み

《原則として実施日の 14 日前までに申込み》

1. 谷上駅定期発売所で購入する場合

- ① 電話で購入予定の旨を連絡し、その後、下記内容を明記した申込書をファックスする。(Tel. & Fax 078-581-0725)
団体名、代表者名、代表者連絡先、乗車日、乗車時間、乗車区間、乗車人数（大・小）
- ② 谷上駅定期発売所から確認書類をファックスにて受け取る。
- ③ 実施日の 7 日程前に谷上駅定期発売所から「団体乗車券」と「請求書」が郵送されます。
- ④ 事業の実施後、請求書により支払う（振込手数料は振込人が負担）。乗車人数に増減があった場合は、ファックスにて変更を伝え、訂正された請求書により支払う。

※乗車体験等のため、各自が切符を持ち、改札を通るには、「^{だん}団体数取券_{たいかずとりけん}」の発券が必要です。発券に時間がかかるため、発券を希望される場合は、実施日の 14 日前までに谷上駅定期発売所に電話で申し込んでください。(Tel. 078-581-0725)

※特定団体としてご利用いただく際は、事前に神戸電鉄公式サイトから所定の様式をダウンロードし、神戸電鉄(株)運輸部へファックスいただき、承認後、団体乗車券の申込みを行ってください。(Tel. 078-592-4451 Fax. 078-591-6917)

2. 志染駅で購入する場合

- ① 電話で「団体乗車券」の購入を申込み。(Tel. 85-5288)

※申込みの際、谷上駅定期発売所で購入する場合と同様の内容を伝える。

- ② 乗車当日、志染駅に出向き、現金で「団体乗車券」を購入し、「領収証」を受け取る。

※乗車当日、乗車人数に変更があった場合は、事前に志染駅へ当日の乗車人数のご連絡をお願いします。

※原則、志染駅で団体乗車券を購入していただきますが、乗車駅が志染駅以外の場合、志染駅の係の方が乗車駅に伺いますので、乗車駅で「団体乗車券」、「領収証」の受け取り及び運賃の支払いをお願いします。

【注意】対応できない場合があるため、志染駅に事前の確認が必要です。

※「団体数取券」の発行を希望される場合は、「谷上駅定期発売所」にご連絡をお願いします。志染駅では発行できません。

③事業の実施

実施後30日以内に提出

④請求書等の提出

(学校・団体→(市)交通政策課)

提出書類

- ・申請書 (人数等に変更があった場合)
- ・請求書 (様式第3号)
- ・領収証
- ・参加者の名簿 (区分 (大人、小人、幼児) を明記)

⑤支払い

((市)交通政策課→学校・団体)

交付決定通知書の交付、請求額の支払

※特定団体の詳細につきましては、次ページをご覧ください。

三木市 都市整備部 交通政策課

担当：青木、最所

電話：82-2000 (内線 2299、2297)

■ 特定団体割引乗車券制度 登録団体（三木市）

令和3年4月1日現在

区分	団体名称
自治会 7	平井自治会
	笹原自治会
	口吉川東自治会
	東自由が丘1丁目自治会
	自由が丘西地区自治会
	自由が丘北地区自治会
	緑が丘町東3丁目自治会
老人会 12	三木市老人クラブ連合会
	三木地区老人会
	三木南地区老人クラブ連合会
	別所町老人会
	志染町老人会
	細川町老人会
	口吉川町老人会
	緑が丘町老人クラブ連合会
	自由が丘地区老人会連合会
	青山地区老人クラブ連合会
	吉川地区老人クラブ連合会
	丸一クラブ（三木市老人連合会所属）
子ども会 5	新広陽子供会
	花尻子供会
	丸一町子ども会
	高篠子ども会
	前田町子ども会
協議会 2	自由が丘地区区長協議会
	自由が丘地区区長OB会

■ 「特定団体割引乗車券制度」とは

団体で神戸電鉄に乗車される場合、25人以上であれば団体割引を受けることができますが、それ未満の人数であれば割引を受けることができません。

しかしながら、特定団体に登録いただくと、10人以上で団体割引（大人30%割引、小人20%割引）を受けることができます。

■ 特定団体への登録方法

神戸電鉄運輸部までお申込みください（Tel. 078-592-4451）。

※原則として、乗車日の1か月前までに登録してください。